

2025年度
情報経営イノベーション専門職大学
入学者選抜試験 一般入試A日程

国 語

注 意 事 項

1. 試験時間は60分。
2. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開かないこと。
3. 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁、乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を高く挙げて監督者に知らせること。
4. 解答用紙には解答欄以外に受験番号等の記入欄があるので、監督者の指示に従ってそれぞれ正しく記入すること。
5. 解答は、問題に対応した解答用紙の解答欄にマークすること。
6. 問題冊子は持ち帰らないこと。
7. 試験終了まで退出しないこと。

—

次の文章を読んで、以下の各問いに答えなさい。なお、文中の図表は省略している。

小麦という一つの作物が、ロシアとウクライナという二つの国から、輸出が滞るかもしれないということで、世界が「食料危機」に陥ると騒がれました。

① リスク分散が大事だと、聞いたことがあると思います。英語を話す人たちは「すべての卵を一つの籠に入れるな」とも言います。『ドン・キホーテ』が書かれた時代からの教訓だとか。つまり、一つの籠にすべての卵を入れてしまうと、その籠を落としたとき全部の卵が割れてしまう。だから、卵は少しずつ複数の籠に入れておくべき。そうすれば、一つの籠を落としても、残りの卵は無事に残るからとのこと。

私たちが生きる世界には39万種もの植物が確認されており、そのうち5000～7000種類の植物を人類は食してきたそうです。とにかく食べられるモノを食べて生き延びないと、人類はもっと早くに死に絶えていたでしょう。それなのに現在では、小麦、コメ、トウモロコシという、たった3種類の作物が、世界人口のカロリー摂取の半分以上を占めているそうです。だからこそ小麦も「世界の主食」といわれるのでしょうか。

でも、5000～7000種類もの食べられる植物が存在するのに、そのうちたった3種類の作物に世界人口の半分ほどが頼むというのは、リスクを集中させてしまっていないませんか。

しかも、表1にあるように、その小麦の半分近くを、中国、欧州連合、インドの3カ国／地域が生産し、欧州連合とロシアが半分近くを輸出しています。トウモロコシは、米国が3割、中国が2割強と2カ国で世界の半分以上を生産しています。これらの地域で、干ばつや洪水や山火事などの天災が起これば（異常気象が多発している現在ではよくある話）、もしくは戦争や、政権の交代や、何らかの理由で輸出が止められると、たちまち世界が食べられなくなるリスクがある。

これほど、限られた地域で生産されている、限られた作物に、世界80億の人口が依存するのは、リスクを集中しすぎではないでしょうか？ リスク満載な現代社会ではとくに。

② でもその集中は、資本主義経済的には都合が良かったからと考えられます。

もともと人類は、世界各地の、いろんな気候の、山や海や森や川などいろんな自然環境の中で、その地域で食べられる多種多様な植物を食べ、て生き延びていました。そもそも、陸路でも海路でも物を運ぶことに時間も労力も費用もなかった時代に、しかも大多数の人たちが身の回りの自然や田畑から食料を手でできた時代に、庶民が日常的に食べるものを遠くまで売りに行こうとは思わなかったでしょう。

③ 小麦の貿易がなかったわけではありません。フェルナン・ブローデルというフランスの歴史学者が記した『地中海』シリーズにも、小麦の貿易があった様子が描かれています。でも、食料らしい貿易の記述といえば、地中海沿岸の裕福な都市部へ持ち込むための、小麦、ぶどう酒、オリブ油くらいでした（このオリブ油は食用以外に使われたものだと、私はにらんでいます）。食料は基本的に都市周辺や近郊の農村から調達するものであり、ただ大都市の金持ちだけが、重く嵩張る食料を長距離移動させるという贅沢（ぜいたく）をすることができたのでした。逆に、当時の主な貿易品として描かれていたのは、アフリカやアメリカ大陸から輸入された金銀などの貴金属や、レヴァントと呼ばれたアジア大陸からの「東方貿易」で、とくに、東方貿易の目玉商品として胡椒（こしょう）など香辛料がありました。香辛料は、軽量、小型、かつ、当時は高価だったのです。

都市部では、他の地域から輸送してきた小麦を食べていたかもしれないけれど、でも、西洋でも昔から小麦が大多数の人たちが毎日のように食べる「主食」だったわけではなかったようです。ブローデルの研究でも、トルコの村人はオート麦（えんばく）のパンを食べていたし、コルシカでは粟（くり）のパン、イタリア半島ではコメ、アフリカ北部ではエジプト豆や空豆など、いろんなモノが食べられていました。

小麦が主食だと思いつまれている欧州でも、例えば英国に小麦パンが普及したのは産業革命が始まったところで、1770～1870年代が「小麦パンの時代」と呼ばれたほど、④ 近代に入ってから急に広まったのでした。その後も、北のスウェーデンでは燕麦のオートミールが多く、西のウェールズでは大麦やライ麦の消費が多かったそうです。

「近代に入ってから」とほめかしたように、小麦が「主食」になった経緯にも、資本主義経済の始まりが関係しています。

世界に先駆けて産業革命を始めた英国では、農村から多くの労働者が都市部の工場に集まってきました。それまで農村で、田畑や山川など身近な自然環境から日々の食を得ていた人たちも、工場で働くために町に移住すると、自分の食べものを自給することができません。つまり、労働者の胃袋というまとまった食料の市場ができた。するとそこへ、まとまった食料を供給するシステムが生まれます。

英国は、まずは今のドイツやポーランドなどバルト海沿岸地域から小麦を輸入し始め、やがて大西洋を越えて今の米国やカナダなどから小麦を輸入するようになりました。すると輸出する側の北米では、売るために小麦を栽培する農家や、その小麦を集荷して輸出する穀物商社が生まれてきます。こうして小麦は貿易する「商品」となり、売るための商品作物を生産する農業や、商社などの流通業が発展していきました。⑤ 食べものの「商品化」です。

ちなみに、北米から輸入した小麦と、カリブ海のプランテーションで黒人奴隷も使って生産させた砂糖と、植民地にしたインドから輸入した紅茶とで、英国の労働者たちが朝食に温かい砂糖入り紅茶と小麦パンを手早く食べて、カフェイン入りのシャキツとした頭で朝から働くことができるようになった話は、前著『食べものから学ぶ世界史』などを参照してください。

序章で、家庭菜園ではいろんな作物を少量ずつ家族の胃袋を満たす分だけ栽培するけれど、売るための商品作物は1〜数種類の作物を大量に栽培するようになることを話しました。小麦も同じです。売るための小麦を栽培したら、集荷したり、売るために品質管理したり、輸出したりするためには、小麦の種類や品質が均一な方が都合が良い。当時は現在のように生産から販売までの情報を細かく追いかけるトレーサビリティの仕組みも情報技術もなかったので、とくに遠方と取り引きするためには、海の向こうの業者に「小麦1トン」と注文するためには、供給される小麦は揃っている方が都合が良かったでしょう。

加えて、小麦を挽いて粉にする製粉の段階でも変化が起きました。近代以前は、自分で栽培したいろんな麦類を、自宅の石臼を使って挽くか、近くの風車や水車を使った石臼で挽いて粉にし、それらをじっくり発酵させて、自宅か村の石窯で焼いたパンを食べる。もしくは粉にしないままオートミールのように煮てお粥のようになって食べていました。小麦などは製粉すると胚芽が破壊されて酸化しやすくなるため日持ちしなくなります。だから、なるべく近くで早く食べるべきという制約がありました。

ところが近代に入ると、この製粉過程も機械化されました。17世紀ころからしだいに、蒸気機関を動力とする鉄製のロール式製粉機が広まりました。エンジンで稼働するので、大量の小麦を製粉できます。しかも臼ではなく、鉄製の対となったロールを回転させそのかみ合い部分に小麦を通過させるので、短時間で多くの小麦を挽くことができます。

工場で動力と機械を使って小麦を製粉するようになると、大量の原料、つまり大量の小麦が必要になります。とくに、北米の大草原で栽培しやすかった硬質の春蒔き小麦がこの鉄製のロール式製粉機に適していたため、北米において商品作物としての小麦を大量生産するようになります。つまり、農業が近代化・大規模化され、小麦を特産する地域が形成されていったのです。しかも機械で真っ白になるまで製粉した小麦粉は、胚芽などの油分が取り除かれて酸化しにくかったため、長期間保存して遠くまで輸送できるようになりました。つまり、遠くまで市場を広げたり、海外まで輸出したりしやすくなったのです。すると、小麦粉を使ってパンなどを作る食品製造業も、広範囲から大量の原料を調達して、ここでも機械を使って大規模化し、大量のパンや加工食品を生産できるようになった。するとそれら大量の加工食品を大量に販売する流通業や小売業も発展していく。

つまり、製粉業が機械化・大規模化すると、農業側に単作の大規模生産を求め、出荷先に大手パン工場など大量販売先を求めるようになるのです。

アルフレッド・チャンドラーという米国の経営史家が記したように、当時は、鉄道網と電信網が急ピッチで建設され、この輸送と情報システムの構築によって、多くの産業が大量生産と大量流通を急成長させた時代でした。企業には優れた経営陣も育ち、例えば製粉業では、粉碎機や銅製ローラー、精製機、吸引機などを連続稼働できる大規模な製粉工場を設立・運営して、商品としての小麦粉の検査や等級づけなど品質管理

も整備することで、高品質の小麦粉を安い単価で大量生産できるようになりました。

商品を大量に生産すると、それを大量に販売する必要性が出てきます。だから、市場で売れそうな商品を開発して、市場を広げる努力をして、なるべく原料などの費用は抑えて、なるべく高く大量に売ろうとする。つまり、大量生産・大量消費の始まりでした。

こうして、食と農の世界も、産業としての農業、食品製造業、流通・小売業がつらなる、資本主義的食料システムとして発展し始めました。他の産業と同じロジックで、競争しながら利潤を追求する、企業や事業者として「食べられる商品＝食品」を、なるべく安く生産してなるべく高く大量に売りたい、そんな食料供給システムに変わっていったのです。

（平賀緑『食べものから学ぶ現代社会』による。なお、問題作成の都合上、一部改変した箇所がある。）

問一 傍線部①「リスク分散が大事だと、聞いたことがあります」とあるが、「リスク分散」が必要なのはなぜか。その理由として最も

適当なものを選び、記号で示せ。

- ア 複数の選択肢を持ちリスクを分散させることで選択肢の数が増え、効率的な運用が可能となるから。
- イ 複数の選択肢を持ちリスクを分散させることで多様性を確保することができ、全体の満足度を高められるから。
- ウ リスクを分散させずに一つの選択肢に依存すると、その選択肢が失敗した場合に大きな影響を受けるから。
- エ リスクを分散させずに一つの選択肢に依存すると、その選択肢が成功した場合に利益が分散されるから。

問二 傍線部②「資本主義経済的には都合が良かったから」とあるが、それはなぜか。その理由として最も適当なものを選び、記号で示せ。

- ア 庶民に人気のある作物を生産することで、身の回りだけでなく他国にまで販路を拡大することができるから。
- イ 限定地域での生産という付加価値によって、大都市の金持ちが貴金属の代わりに投資するようになったから。
- ウ 産業革命を達成していない国から集まった大量の労働者に、効率良く平等に食料を供給できたから。
- エ 栽培する作物を集中した方が品質管理が簡単で、様々な国と取り引きしやすくなるから。

問三 傍線部③「小麦の貿易がなかったわけではありません」とあるが、ブローデルが記した『地中海』シリーズ当時の小麦の貿易の状況はどのようなものだったのか。その説明として最も適当なものを選び、記号で示せ。

- ア 小麦の貿易は限定的であり、主に裕福な都市部向けに行われていた。
- イ 小麦の貿易は都市も地方も、広範囲にわたって行われていた。
- ウ 小麦の貿易は主に地中海沿岸から運ばれるにとどまっていた。
- エ 小麦だけでなく他の種類の麦も、主要な貿易品として扱われていた。

問四 傍線部④「近代に入ってから急に広まったのでした」とあるが、なぜ小麦パンは急に広まったのか。その理由として最も適当なものを選び、記号で示せ。

- ア 産業革命期の新しい技術によって、小麦の大量生産が可能になり、他の麦類を作らなくなったから。
- イ 小麦が安価になり、農村の人々だけでなく都市部の労働者も自宅の石臼で粉にしてパンを焼くようになったから。
- ウ 町に移住してきた自給できない大量の労働者のために、小麦を輸入し加工食品を供給する体制が整えられたから。
- エ 産業革命をきっかけにして、小麦を主食としてきた労働者が国の内外から都市部に集まり、小麦パンの消費が増えたから。

問五 傍線部⑤「食べものの『商品化』です」とあるが、その説明として最も適当なものを選び、記号で示せ。

- ア 大量の農産物を生産し、流通、販売するシステムが生まれたこと。
- イ 多くの人が主食として、同じ農産物を食べるようになったこと。
- ウ 需要と供給の安定から、農産物の価格が安定するようになったこと。
- エ 農産物が貴金属のように、投資の対象として扱われるようになったこと。

問六 本文の内容に合致するものを記号で示せ。

- ア 穀物三種で、世界人口のカロリー摂取の半分弱を占めている。
- イ 小麦の貿易は常に、世界の広範囲にわたって行われていた。
- ウ 資本主義経済は資源の集中を行うことでリスク回避をしている。
- エ 小麦の生産量は国によってかたよりが認められる。

次の【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】を読んで、以下の各問いに答えなさい。

【文章Ⅰ】

① 世帯は、市場と同じではない。フェミニスト経済学は、市場分析と同様の概念を当てはめて世帯を分析することはできないと考える。

先進国でも開発途上国でも、世帯の中で生産されているものは、世帯員である人間のニーズを満たす財やサービスである。自営業者のように、市場で売買する商品を世帯の中で生産することもあるが、一般的に私たちの世帯で生み出されるのは人間の生命をつなぎ生存を支えるものである。そういった世帯内で行われる労働は、市場における商品生産労働のように、1人当たりや1時間当たりの生産量を増やすことに価値があるのではない。とりわけ育児や介護や介助といったケアは、世帯員の互いの関係性が発展する営為であり、商品生産労働と違って、かわる人間と分離できない。

また、これまで述べてきたように、世帯の中には権力関係が存在している。世帯は単一の主体ではなく、平等で自立的な個人の集合でもない。個人が同じ住居と家計をともにする世帯は、広範囲な協力のある場であり、一緒に生活することから利益を得られる一方で、緊張と対立の場でもある。DVが世界的にみられることは、そのあらわれでもある。

市場分析と同様の概念を当てはめて世帯を分析することはできないとして、では、世帯はどのようにとらえられるのか。フェミニスト経済学は、世帯内の意思決定と資源配分を理解するためには、協力と対立の両方を認めることが重要だと考える。世帯内の個人は、協力と対立に同時に向きあっているものであり、「協力的対立 (cooperative conflict)」と呼ばれる。

協力的対立モデルでは、世帯員との協力・協調においても、また世帯員との対立・交渉においても、世帯員の認識 (知覚・識別 (Perception)) が重要な要素となる。なぜなら、何が自分の利益なのかという自己利益への認識の強さは、世帯員で異なることがあるからである。ある世帯員が、自分のウェルビーイング^注を犠牲にすることで他の世帯員に長期的な利益がもたらされると認識すれば、交渉プロセスにおいて自己利益を押し通す可能性は低くなる。逆にいえば、他の世帯員に関心を寄せることなく自己利益を強く認識する世帯員ほど、世帯内での交渉力は強くなる。つまり自己利益とは、他者との関係性のなかで揺れ動きつつ認識されるものであり、社会のなかで何が正当性をもつかといった社会規範によっても影響を受ける。

…… (中略) ……

家計管理は妻に任されている、「お前のやりくりが悪い」といった形で夫が判定したり評価する場合は、夫が支配者である。夫から高い評価を得るためには、妻は自分のための消費を抑制して夫や子どもの効用を高める消費行動をしなければならない。それゆえ、家計管理の支配者である夫と別れることは、妻の生活水準を高めることにつながる。たとえば、日本の離別母子世帯を対象にしたインタビュー調査では、婚姻生活中にお金をめぐる夫婦の不平等を認識していた31ケースのうち22ケースは、離別によって母子の暮らし向きが「上がった」と認識していた。客観的には所得水準は低いにもかかわらず、夫の評価を気にすることなく家計管理ができることや、低いながらも所得が安定して計画的に支出できることは、当事者にとっては暮らし向きの向上と意識されている。

また、夫が世帯内意思決定のすべてを担うとされる社会においても、妻はただ夫の意思決定に従う従者ではなく、妻は自分の意見を夫の意思決定に反映させる試みを行っている。たとえば、ナイジェリアのムスリム社会では、イスラームの慣習に従って、夫は家族の衣食住すべての世帯ニーズをまかなう義務があり、妻は夫の意思決定に従う義務があるとされる。妻が唯一自由に使えるのは、妻自身が稼いだ収入だけである。しかし、妻はそのわずかな収入を自分のためには使わず、夫がまかなえない家族の衣食住の充足に使う。自らの収入を自分のためには使わず夫を助けるために使うのは、夫がすべての意思決定を握るなかで、妻が少しでも自由を獲得するためである。夫との良好な関係を維持することで、病院に行ったり友人と交流するといった行動の許可を夫から得やすくなる。また夫が意思決定をする際に、自らの意見を伝えやすくなる。異なる嗜好をもつ個人として対立しつつも協力するのは、妻にとって、夫婦の良好な関係を維持することが、妻自身の自由にとって不可欠だからである。

日本では、共働きをしていた夫婦であっても、第1子の出産にともなって仕事を辞める妻が少なくなかった。近年は就業継続するケースが増えはじめ、たとえば2015～19年に第1子を出産した女性では、妊娠判明時に仕事をもっていた女性の約7割(69・5%)は出産後も就業継続している。2000年代までに第1子を出産した妻の就業継続率は約4割だったことを踏まえると、2010年代以降は就業継続が多数を占めるようになった。とはいえ、現在でも約3割の妻は、労働市場から退出する選択をしている。この意思決定はどのように行われているのか。まず夫は、第1子が生まれても、自分の働き方は変えないことを妻の意思決定に先立って行っている。それを前提として、妻は第1子を育てながら自分は仕事を続けられるのかの検討を行う。また子どもは女性が育てるべきで、母親が働いていると子どもはかわいそうといった社会のジェンダー規範のもとで、労働市場を退出する「選択」を行っている。このように、当事者である夫婦間の話し合いで、たとえ顕在化した対立がなかったとしても、社会規範やそれに影響を受けた夫婦間の権力関係によって、夫と妻の意思決定が行われている。

さらに、夫婦の家事分担の現状と不公平感に関わる国際比較研究^③では、妻の家事負担が重い国ほど、夫との家事分担に対する妻の不公平感が弱いことが指摘されている。個人要因を加味すると、フルタイムで働いている妻や、収入が高い妻で、妻の不公平感は強い。だが、国全体の平

均でみて労働時間が長いことは妻の不公平感を弱め、女性の管理職比率が高いことは妻の不公平感を強めていた。つまり長時間労働が常態化しており、女性の管理職も少ない社会では、妻の家事負担が重くても不公平感としては表出されにくく、夫婦の話し合いや改善の機会がないまま、妻の過重な家事負担が続く。妻の家事負担の偏りに、妻が不公平感を表明しないことが、現状に問題がないことを意味するわけではない。

フェミニスト経済学は、世帯の中の分析において、対立・交渉という側面と、協力・協調という側面の両方をみる。その理由は、ムスリム社会のように男性優位の強い社会規範がある社会でも、日本のように夫婦間の権力関係がみえにくい社会においても、女性のエージェンシーに着目するからである。かつてブラックボックスとされた世帯の内部の分析も、さまざまなアプローチによって実証研究が重ねられてきた。しかし、日本の具体的な政策は、世帯を単一ととらえるユニタリーモデルから変わっていない。冒頭にあげた「特別定額給付金」の事例や選択的夫婦別姓を認めない政策は、日本の政策におけるユニタリーモデルの強固さをあらわしている。しかし実際には、世帯と個人は同一ではなく、世帯主の利害と世帯員の利害は同じではない。世帯を単位にした税・社会保障制度によって、どのように女性が不利益を被り、その貧困が悪化するのか、具体的な事例からも明らかにされている。世帯の中の複雑な過程をみようとせず、世帯は1つであって世帯員は同じ生活水準を共有しているとはみなすことは、世帯の実態からあまりにも乖離した仮説である。その仮説に固執したいのは誰なのか、フェミニスト経済学の世帯分析は、中立性や客観性をまとう経済学がそもそも与件とする権力性や政治性をあぶりだすものである。

（長田華子・金井郁・古沢希代子『フェミニスト経済学』による。なお、問題作成の都合上、一部改変した箇所がある。）

語注

- ウェルビーイング……肉体的、精神的だけでなく社会的、経済的にも満たされた状態。

【文章Ⅱ】

日本では戦後、家制度（明治時代に規定された、戸主に家の統率権限を与える制度）はなくなり、婚姻は日本国憲法によって「両性の合意」に基づくべきものとされた。にもかかわらず、いまだに結婚式や披露宴に行くと「〇〇家と△△家」との立て看板がある。そして女性は結婚に際して、まだ「〇〇家に嫁ぐ」とか「嫁入りする」と言われる。

夫婦同姓としても当たり前のように夫の姓が選ばれ、戸籍や年賀状などでは夫はフルネームだが、妻はその横に名を添えられるだけである（そもそも夫婦同姓が婚姻の条件になるのはいまや日本のみである）。そして妻は「家内」、夫は「主人」と呼ばれる。法律はともかく、人々の意識はまだ戦前の家制度を引きずっている。

それどころか、日本ではまだ、法律上結婚は異性同士の単婚制（一夫一婦制）に限定されている。それは戦後日本の社会保障が「夫、妻、未婚の子」の核家族を標準世帯とし、男は外で働き、女は家族の面倒をみるという性別役割分担意識が深く刻み込まれているからだ。

こうした結婚観は、時代でいえば18～19世紀ドイツの哲学におけるそれにとどまっている。19世紀ドイツの法学者フリードリッヒ・カール・フォン・サヴィニーは、婚姻とは個人の権利や意志から独立した制度であると述べ、18世紀にカントは、一夫一婦制の意義を、異性同士のふたりが相互に自分の全人格を委ね合うことによって、自己を性欲の対象として相手に与え、かくして種族を保存することにあるとした。

だが今日の欧米では、同性婚が認められ、合法化されつつある。アメリカ合衆国において2015年6月25日、連邦最高裁判所が、同性婚に異性婚と同じく憲法上の権利を認めた。長らく異性単婚のみを法的に正当化してきた欧米にも、同性婚を認める、あるいは合法化する流れが生じており、いまや日本以外のG7諸国は同性婚を認めている。

日本では近年、地方裁判所レベルで、「同性婚が認められないことは憲法14条に反する」などの判決が複数出ている。しかし首相やその近辺国会などが、同性婚を認めると「社会が変わってしまう」などときわめて否定的、時代錯誤的な見解を示している。こんなふうにマイノリティの権利を認めない国家に未来はないだろう。

さらにヨーロッパには、法律婚にこだわらない国々もある。たとえばオランダには「登録パートナー制度」がある。それは男女に限らず同性カップルのパートナーシップも認めた制度で、2000年には養子を迎えることも認めている。この制度ができて以来、オランダではとくに法律婚に固執することのない、パートナー社会に変化してきているという。またスウェーデンでは、社会組織の単位が家族でなく個人におかれ、性別役割分業の否定に基づく家族政策がとられている。同国では「サンボ法」というものがあって、サンボと呼ばれる同棲カップルに、婚姻関係にある夫婦とほぼ同等の権利が与えられている。^④ 欧米ではこのように、結婚の自由化が徐々に進んでいるといえる。

しかしここで注意すべきことがある。^⑤ 同性婚やパートナーシップ制を認めればそれでいい、というわけではないことである。アメリカの判決は、異性単婚制と並んで同性単婚制をも法的に認める、というものであるにすぎない。

法廷意見では「婚姻は、愛、忠誠、献身、犠牲、家族の崇高な理想を体现する」ものであり、（同性同士であれ）二者間の性愛に基づく関係は、その「崇高な理想」を体现するものであるから、法はそうした関係を過不足なく保護しなければならない、と言われている。法によって保護されるべき結婚の仕方は相変わらず限定されている。二者間で「崇高な理想」を体现するものでなければならぬ、というのである。パートナーシップ制も異性であれ同性であれ、人間ふたりのカップルを当然の前提としている。

ということは、欧米のほとんどでも、〈まともな結婚〉とはふたりの個人によつてなされる単婚に限られる、という古い「常識」からいまだに脱していないということだ。

（住吉雅美『ルールはそもそもなんのためにあるのか』による。なお、問題作成の都合上、一部改変した箇所がある。）

問一 傍線部①「世帯は、市場と同じではない」とあるが、それはなぜか。その理由として最も適当なものを選び、記号で示せ。

- ア 市場で扱う商品は消費者の具体的なニーズを満たすものだが、世帯の生産物は世帯員の生存に関する抽象的なものだから。
- イ 商品生産労働と世帯内の労働では、一人当たりや一時間当たりの生産量に対する価値観や、権力関係のあり方が違うから。
- ウ 市場で扱う商品は生産者と商品に強い関係性があるが、世帯では世帯員と生産物に必ずしも関係があるわけではないから。
- エ 労働者同士の関係性は希薄なため生産において暴力行為は起きないが、世帯内の労働では常に対立があるため暴力行為に発展するから。

問二 傍線部②「妻は自分の意見を夫の意思決定に反映させる試みを行っている」とあるが、妻はどのようなことをして自分の意見を夫の意思

決定に反映させようとしているのか。その理由として最も適当なものを選び、記号で示せ。

- ア 自分のための消費をおさえ、子どものための消費を行うこと。
- イ 夫からの評価を気にせず家計管理を行うこと。
- ウ 夫に代わって、衣食住の世帯ニーズのすべてをまかなうこと。
- エ 夫を助けて良好な関係を維持すること。

問三 傍線部③「夫婦の家事分担の現状と不公平感に関わる国際比較研究」とあるが、その内容として最も適当なものを選び、記号で示せ。

- ア 現状に問題がないため、妻の家事負担が重くても不公平感が表出されない。
- イ 収入の低い妻ほど、夫との家事分担に対する不公平感が強い。
- ウ 女性の管理職比率が高い国ほど、妻の家事負担に対する不公平感が強い。
- エ 長時間労働が常態化している国ほど、妻の家事負担に対する不公平感が強い。

問四

傍線部④「欧米ではこのように、結婚の自由化が徐々に進んでいるといえる」とあるが、結婚の自由化の例としてふさわしくないものを選び、記号で示せ。

ア ドイツでは、婚姻とは個人の権利や意志から独立した制度であると考えられた。

イ アメリカでは、同性婚に異性婚と同じく憲法上の権利を認めた。

ウ オランダでは、同性カップルのパートナーシップを制度として認めた。

エ スウェーデンでは、同棲カップルに婚姻関係にある夫婦とほぼ同等の権利を与えた。

問五

傍線部⑤「同性婚やパートナーシップ制を認めればそれでいい、というわけではないことである」とあるが、なぜ「それでいい、というわけではない」といっているのか。その理由として最も適当なものを選び、記号で示せ。

ア 事実婚など、法律婚以外の形態も考慮するべきだから。

イ パートナーシップ制は異性カップルに限定されているから。

ウ 同性婚も異性婚も個人の権利から独立しているから。

エ 結婚制度が二者間の関係に限定されたままだから。

問六 次は、【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】を読んで二人の生徒が読後感を話し合っている様子である。傍線部ア～エについて、本文の内容として不適当なものを選び、記号で示せ。

生徒A…【文章Ⅰ】を読んで、フェミニスト経済学が世帯内の権力関係をどのように分析しているかが分かってきたよ。特に、世帯内の労働が市場労働とは異なる点が興味深かった。例えば、育児や介護が市場労働とは違って、関係性が重要だという点は初めて知ったことだね。

生徒B…同感だね。そして、世帯内の意思決定や資源配分においても、協力と対立の両方が存在することが強調されているのが印象的だった。特に女性が世帯内でどのように交渉力を持つかが重要なテーマだと思ったよ。

生徒A…【文章Ⅱ】の方も興味深かったね。日本の結婚観や家族観がまだ戦前の家制度を引きずっているという指摘があったけど、欧米みたいに同性のカップルが自分達の権利を主張しないから、ユニタリーモデルが強固になるんだね。

生徒B…そうだね。特に、同性婚やパートナーシップ制度についての議論が進んでいる欧米と比べて、日本はまだ遅れている感じがする。性別役割分担意識が根強く残っていることが女性の自立を妨げている一因なのかな。

生徒A…【文章Ⅱ】では欧米の結婚制度の自由化が進んでいる一方で、まだ二者間の単婚制が前提になっている点も指摘されていたね。結婚の形態がもっと多様化するべきで、単婚制は古い常識だと筆者は考えていたね。

生徒B…その点はどうすべきかわからないけど、フェミニスト経済学の視点から見ると、世帯内の権力関係や意思決定のプロセスが女性の自立に大きな影響を与えることが分かったよ。社会組織の単位が家族でなく個人におかれるような家族制度では性別役割分業から解放されやすくなるから、結婚制度はもっと自由であるべきだね。

生徒A…結局、女性の自立を実現するためには、社会全体の意識改革と政策の見直しが必要だと思う。家庭内でも職場でも、男女が平等に役割を分担できる環境を作ることが大切だね。

生徒B…その通りだね。【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】の内容を通じて、女性の自立に関する課題が浮き彫りになったと思う。これからの社会で、どうやって女性のエージェンシーを高めていけるか、しっかり考えていく必要があるね。

次の【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】を読んで、以下の各問いに答えなさい。

【文章Ⅰ】

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の当事者は誰か。本書ではこのことを考えてきた。

震災から一三年を経てこう問うたのは、この間、多くの人がみなこのこと^①で何か勘違いをしてきたのではないかと思われるからである。

東日本大震災の当事者は誰か。それは当然、これが災害である限り、あの日、大津波の危険にさらされた人たちである。原発事故においては、その爆発の危険から命からがら逃れた人たちであり（放射能の危険の回避は爆発からの避難のその次である）、これら震災／事故の被災者たち、避難者たち、被害者たちこそが、この東日本大震災・原発事故の当事者である。

社会学には、「当事者主権」（上野千鶴子^{うえのちづこ}）という考え方があり、「当事者研究」という領域も用意されている。この文脈でいえば本書が示す議論はまさしく、被災・避難・被害当事者による当事者研究である。この震災・事故には確かに、被災当事者、避難当事者、被害当事者がいる。ところが、この被災・避難・被害当事者の当事者性が、被災・被害を逃れて避難をし、それも現場から遠く、長期にわたって離れたことでいつの間にか曖昧になり、また原発事故の被害者性については政治的・制度的に、さらに意図的に解消されて、被災者・避難者・被害者はいつの間にか目の前からいなくなってしまった。

だが、被災者・避難者・被害者はいまもそこにいる。そしてその復興はなお成し遂げられていない。ところで「復興」には当事者が必要である。被災・避難・被害当事者の当事者性の剥奪は、別に復興当事者を必要とし、被災・避難・被害当事者ではない者の復興当事者化を促すことになる。復興事業が始まる中で、この震災・原発事故の当事者は、国が進める復興事業に携わる者たちとなってしまった。示された復興メニューに乗れない多くの人は、その当事者性を維持することができなくなっている。だがまたその復興に「乗れた」当事者たちも、その多くが被災者・避難者・被害者ではないのだから、つねに現場には違和感が漂い、単純にいえば、当事者なしの復興事業が進行していたということになる。まずはこう問うてみよう。こうした当事者なしの災害復興などありうるのだろうか。^②あるとすれば一体それはどんなものになるのか。

「火事場泥棒」という言葉がある。その意味は「火事場の混乱にまぎれて物を盗むこと」であり、またそこから転じて「他人の混雑やごたごたにまぎれて不正な利益を占めること」（『精選版日本国語大辞典』小学館）である。これを当事者論の観点から言い換えれば、災害時に被災当事者がそこにいない（いられない）のをいいことに、その当事者の財産や権利を自分のものにすり替えてしまうこと、ということが出来る。この震災における被災と復興の当事者のすり替えではさらに当事者そのものが入れ替わっており、いわゆる火事場泥棒をその先へと進めたものと

いえる。

復興の主体は当然、被災者であるべきである。国民の税金でまかなわれる被災者復興は、被災者を復興させるためのものである。ところがその復興に被災者の多くが関与できず、別の人が入り込んでしまっている。この一三年間に起きてきたことは、第一にはこうした形で記述することができる。東日本大震災では、復興予算約三〇兆円が計上され、使われたが、そのほとんどとはいわないまでも、多くが被災者ではない人々に流れたのではないか。このことは二〇二〇―二二年のコロナ禍対策でも見られ、いまやこうした災害を機とした公金の横流しは、ある意味では日常茶飯事といえるのかもしれない。国民がそれに対し、怒りを表現しなくなっているという意味でも。

もっとも、それでもなお、大規模災害には経済の停滞がつきものであり、巨額の復興資金の投入は景気対策としては機能したということではあるのかもしれない。だが、被災当事者を復興から外すことはそれで良しとできないという当たり前のことに、まずは注意を促そう。

被災者の復興外しは、当然ながら、復興政策や事業のフィードバックを不可能にし、復興そのものを実現不能にする。当たり前だが、被災現場に人が戻らなければ復興は実現したことはない。東日本大震災では津波・原発事故で社会が根こぎにされた地域が多数現れており、ここでは多くの人が亡くなった。そもそも日本全体で人口減少が始まっている中で、そこに新たに人間を集めて入植させ、新たな地域社会を構築するなど、簡単にできるはずもない。

他方で、震災で多くの人が亡くなったといっても、これだけの津波災害で死者・行方不明者約二万人にとどまったということもできる。多くの人がこの大災害を避け、生き残った。だが家屋や仕事場は失っている。復興は、そうした人々の住居や仕事の間を再建することによってもたらされたはずだが、(中略)この「復興」は、そのままの再建を許さなかった。そのことによって復興は遅れ、人々は離散し、それとともに町の姿が変わって、人々が戻ることが難しくなった。

大きな災害の後、政府や行政、そして国民がやるべきことは、被災した当事者の声を聞き、当事者が「これなら戻れる」という道筋を見出し、それを支えていくことだったはずである。だが津波の現場では防災が最重要視され、被災者の復興はその次とされた。つまりは完全な防災を実現することで政策的に(意図的・人為的に)被災者たちを現地に戻りにくくしてしまい、しかもその上で早期帰還をも求めたのである。失敗は、矛盾した無理な復興政策を当事者たちに強いたがゆえといえる。

原発事故でも同じことがいえる。ただし論理の方向は逆になるが。ここでは事故プラントの処理に見通しがつくまでは戻ることとはできず、長期待避・順次帰還を実現することが求められた。しかし、政府・国民は対外的な目を気にしたか、賠償を惜しんだか、ともかく被災地の事情よりも国民経済の再生を優先して避難・被害の解消⇨早期帰還を推進した。そして結局、多くの人が戻れていないのであり、これもまた矛盾した政策を強要したがゆえである。

いずれも政府の無理な政策に当事者たちは乗ることができず、被災当事者が復興の当事者になることを諦めていった過程として描くことができる。それをなんとか食い止めた（中略）大谷海岸の事例は、特異な例外であった。被災地の多くで人々は現地に帰らず（帰れず）、復興政策は失敗した。一三年が経ち、建設されたきらびやかなハードの陰に人はおらず、被災地の多くは更地となって無人の荒野が広がっている。

こうした無茶な防災至上主義、国家中心主義や経済至上主義を反省し、早い時点で帰還可能な被災者から順にきちんと帰還できる丁寧な政策に転換する必要がある政府にはあった。しかし政府はそこでもし「復興加速化」を叫び、原発事故では避難指示区域の解除を急いで、そうした反省が入る余地を意図的につぶしていったといつてよい。被災者・避難者・被害者の当事者外しは、復興主体Ⅱ当事者を見失い、復興政策の目標をも失うこととなる。復興の対象・目標となる当事者を失った時点で復興政策はもはや成り立たないのだが、それでもしにむき事業は進められて、現地の再生どころか、その破壊が繰り返されることとなった。現地の風景が一見、人の手が入って整序化されているのにもかかわらず、全体に生気が感じられず、無惨に見えるのはこのためである。

他方で、この復興には予算だけは潤沢に付いていた。この本来、被災者・避難者・被害者という当事者の復興のために使われるべき予算が、それとは別のことに使われたのである。被災者の復興がなければ、被災地域の復興もあり得ないのは道理である。繰り返すように、当事者がいない復興は、フィードバックを失い、復興主体を失って失敗することになるが、予算は付いているのでいつまでも復興事業は続けられ、事業がある以上、復興の当事者もまたそこにいる（はずだ）ということに、形式上はなり続けた。だが実はその復興主体の席もよく見れば誰も座ってはおらず、事業だけが消化された。^③今となつてはこの復興は何だったのか分からなくなっている。むしろ本来の復興主体を解消することで「復興とは何か」を見えなくすることこそが、この復興を誘った人々の真の目的だったのかもしれない。

こうして復興政策の中で当事者が曖昧になり、すり替えられ、あるいは不在のままに復興は進められた。

いや、確かにこの原発事故では、避難者とは誰かについて、最初から曖昧な事態は生じていた。政府からの避難指示は出されたが、その避難指示区域外からの自主避難も多数あり、例えば東京から沖縄へ逃げた人も現実にはいた。暮らしの中で放射線被害から避難を続ける生活内避難は全国に、さらには国外にまで広がっていた。原発事故の発生を知らされた二〇一一年三月一二日、さらには水素爆発によって福島第一原発三号機の建屋が吹っ飛んだ映像がテレビで報じられた三月一五日以降は、日本国民全員が避難者であり、被曝者であり、被害者であったというべきである。

津波被災地でも事態は変わらない。都市ごと、町ごとごとりと津波で流された場所もある（陸前高田市や大槌町など）。が、そこでさえもまた襲った津波の水位によって被害はまちまちであり、無傷で残った家もあった。しかし周りが流されれば暮らしは成り立たない。電気が止ま

る、必要な物資が来ないなど深刻な被害が生じていた。だが何より、震災を契機とした経済被害は全国に波及し、物流は停滞し、工場はストップした。さらに、その後の防災復興のために巨額の予算が組まれ、負担が国民全体の肩に大きくなった。原発事故に関わる必要経費も電気代に上乗せされた。経済・財政上で見れば、国民全体がこの震災の被災者であったといえる。

このようにこの震災・原発事故は、その影響の巨大さによって、国民全体を被災・避難・被害当事者にした。ここで問題となるのは、では国民みながこの震災・原発事故の当事者だとして、その当事者性は均等・等分なものといってよいかということである。

しかも注意すべきことは、この震災・原発事故では、日本国民みなが当事者であるとしても、その一人一人の当事者性のあり方は決して曖昧でも不明確でもなく、むしろこの震災・原発事故の被災者・避難者・被害者の当事者性は、はっきりと明確だったはずだということである。

私たちはこの被害の当事者性の核心部分を知っている。それはこの災害による死者たちである。そして原発事故においては、地震津波の被害では生き残りがらも、原発事故からの避難の中で無念の死に至った人々が多数いるということである。この災害・原発事故は死と隣り合わせであり、実際に多くの人が亡くなったということに被害の核心はある。

津波による死の危険を回避して避難行動が行われ、その際の選択の自由や身の安全の確保のあり方とともに、自分の身体以外にも何を失ったか（それが肉親であったり、財産であったり、その両方であったり様々である）といったことによって被害・被災の高低を判断することができる。同様に原発事故であれば、事故の核心地を中心として爆発の危険性という差し迫った危機があり、それを同心円的に想定してその被害性を測ることができ、核心地に近いほどその被害性は高く――すなわち、大熊町・双葉町・富岡町・浪江町の避難者の被害性は高く、いわき市や郡山市では相対的に低くなり、東京からの自主避難者もいたがその被害者性はさらに低まるといってよい。核心に近い避難において、その過程で実際に亡くなったり、健康を害したり、あるいは心的物的損害・障害を被ったりする機会は多かった。津波においても、原発事故においても、絶対的な被害の核心に対する、それぞれの置かれた立場の相対化は明確にできるといふことだ。

だが、不思議なことに（中略）いわき市や東京在住の福島出身の論者が、核心地域にある富岡町の住民に対して、より強くその当事者性を、あるいは当事者代表性を示してきた。被災・避難・被害の経験の有無とは関係なく、いま福島県にいる（居住している）かどうか、復興の当事者性を決めるかのような議論さえそこでは行われた。避難し続ける者は復興の当事者ではないと。当事者論を行うにあたって、いま述べたような被害の絶対化とそこからの相対化が必要なのは、こういう大きな災害ではこのように、「私こそが当事者だ」という主張を誰もが行えることによる。

（山下祐介・横山智樹編著『被災者発の復興論』所収 山下祐介「復興における当事者性について」による。なお、問題作成の都合上、一部改変した箇所がある。）

【文章Ⅱ】

国・県・市町村、あるいは様々なNPOや支援団体が原発災害からの復興に取り組んで11年、その経過を通じて改めて県民版の「復興ビジョン」が求められている背景は以下の三点である。

第一に、原発災害発生直後に策定された福島県や被災自治体の復興ビジョンなどの理念と、復興庁が設置された後に福島復興再生特措法が制定され、その後の国による事業展開の内容にズレがあるという点である。初期期の県の復興ビジョンでは、基本方針に「原子力に依存しない、安心で安全な持続可能な社会づくり」を掲げるとともに、緊急的対応として「応急的復旧、生活再建支援、市町村の復興支援」を位置づけていた。市町村の復興ビジョン・第一次の復興計画では広域的に避難している住民に向けて「どこに住んでも〇〇町民」「生活再建とふるさとの復興をめざして」など、避難を強いられている被災者の生活再建やそのための支援を謳いあげていた。しかし、国による事業が具体的に取り組まれるようになってからは「除染」↓「避難指示解除」↓「帰還」というシナリオを中心に被災地の復興政策が組み立てられたのだった。原発事故の収束・廃炉という困難な課題と、被災地への帰還と地域再生の課題を、隣り合わせで同時並行的に進める現在の状況は、その相互関係を見据えた議論が積み重ねられているとは言えない。当初、県や被災自治体が復興ビジョンなどで描いた復興プロセスになっていないことを受け止め、これからなお長期間を要する復興過程を見据えて、新たな復興ビジョンが必要になっていると言えよう。

第二に、上記のズレは、とくに被災者支援・被災者の生活・生業再建の課題が彼らに寄り添った形で進められていないことである。11年が過ぎてもなお多くの人々がふるさとを離れ、困難な生活・生業再建に取り組まざるを得ない状況に置かれている。被災者や避難者の過酷な現状を踏まえた生活・生業再建方途を示す復興ビジョンが必要である。

第三には、被災者が復興の主体として位置づけられていないことである。当初の復興ビジョンや復興計画では、遠隔地に避難している被災者もビジョンや計画づくりのメンバーとなつて真剣に議論しながら策定を進めた。被災者が支援の対象であるばかりでなく、復旧・復興過程にどう関わっていくかという課題も多く取り上げられた。この中から、いち早く復興をめざしたNPOや農作物の試験栽培などに取り組むグループも形成されてきた。しかし、具体的な事業が進行するようになると、市町村はふるさとの復旧・復興事業を進めていくことに精一杯で、復興過程を被災者とともに歩んでいくプロセスは十分ではなかった。被災者・避難者支援の課題はなお重要な課題であり続けているが、被災者自身が復興に主体的に関われる場面をつくっていくことも重要である。

（川崎興太・窪田亜矢・石塚裕子・萩原拓也編著『福島復興の視点・論点』所収 鈴木浩・田村泰生「原発事故から11年、原発災害から生活再建と地域再生に向けて」による。なお、問題作成の都合上、一部改変した箇所がある。）

問一 傍線部①「何か勘違いをしてきたのではないかと思われるからである」とあるが、どのような勘違いをしたと考えられるのか。その内容

として最も適当なものを選び、記号で示せ。

ア 震災・原発事故の被災者、避難者、被害者たちが当事者であるということ。

イ 震災・原発事故の当事者は国が進める復興事業に携わる者たちだということ。

ウ 震災・原発事故からの復興が順調に進んでいると思込込んでいるということ。

エ 震災・原発事故の被災者が自らの意志で復興に参加していると誤解しているということ。

問二 傍線部②「あるとすれば一体それはどんなものになるのか」とあるが、どのような災害復興になると考えられるのか。その内容として最も

適当なものを選び、記号で示せ。

ア 小規模な復興予算にも関わらず、被災当事者に意味のない施設やインフラがつくられる。

イ 被災当事者以外の者だけが利益を得られるような復興事業が進められる。

ウ 形式的な復興は進むが、被災当事者が恩恵を受ける実質的な復興は達成されない。

エ 被災当事者以外の住民にとって住みやすい町をつくり、人口が増えていく。

問三 傍線部③「今となつてはこの復興は何だったのか分からなくなっている」とあるが、それはなぜか。その理由として最も適当なものを選び、記号で示せ。

ア 復興が計画通りに進まず、長引いてしまったから。

イ 復興の成果が見えず、被災地が荒れたままだから。

ウ 復興事業に関する情報が十分に公開されなかったから。

エ 復興主体である当事者を見失ったまま、復興事業が続けられてきたから。

問四 傍線部④「『私こそが当事者だ』という主張を誰もが行える」とあるが、なぜそのような主張を誰もが行えるようになったのか。その理

由として最も適当なものを選び、記号で示せ。

ア 被害が広範囲に及び、誰もが被災者としての権利を主張できる状況が生じたから。

イ 国民全体が被害を受けたため、誰もが自分を当事者だと思い込んでいるから。

ウ 復興の進展に伴い当事者の定義が曖昧になり、誰が当事者か客観的に判断することができなくなったから。

エ 居住地や実際の被害の有無に関係なく、自分が被害を受けたと考えれば当事者を名乗ることが推奨されたから。

問五 傍線部⑤「改めて県民版の『復興ビジョン』が求められている背景」として不適当なものを選び、記号で示せ。

ア 国による復興事業は、福島県や被災自治体がつくった復興ビジョンとはかけ離れたものになっていること。

イ 被災地への帰還と被災地の復興政策を同時に行うことは、市町村が復興ビジョンで描いた復興プロセスではないこと。

ウ 復興庁が策定したプランは、被災地を離れて暮らさざるを得ない被災者の生活再建のことしか考えていないこと。

エ 当初は被災者も当事者として復興ビジョンに参加していたが、現在は被災者が復興に関われる場面が少なくなっていること。

問六 次は、【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】を发表用のスライドにまとめたものである。空欄 ☐ X ☐ に入るものとして最も適當なものを選び、記号で示せ。

【发表原稿】

スライド1…導入

- ・東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の概要
- ・被災者と復興の重要性

スライド2…【文章Ⅰ】の要約

- ・被災・避難・被害当事者の重要性とその曖昧化
- ・当事者の声が復興に反映されない問題
- ・「火事場泥棒」としての復興事業の批判
- ・政府の無理な政策とその結果

スライド3…【文章Ⅱ】の要約

- ・復興ビジョンのズレとその原因
- ・被災者支援の不足とその現状
- ・被災者の復興主体としての位置づけの欠如
- ・新たな復興ビジョンの必要性

スライド4…【文章Ⅰ】と【文章Ⅱ】の共通点

- ・両文章とも、被災者の重要性を強調
- ・ ☐ X ☐
- ・当事者の声が反映されていない問題
- ・被災者支援の不足

- ア 政府の復興政策についての批判
- イ 復興政策の歴史的背景
- ウ 当事者が声を上げることの必要性
- エ 新たな復興政策と今後の展望

